

従業員への奨学金返還支援制度(社内規定)について

市補助金の申請要件は、「企業において、奨学金返還支援制度を設け、実施していること。」としており、就業規則などの社内規定で、返還支援の対象従業員の範囲、支給方法、支給金額等を明文化していただく必要があります。

本資料では、社内規定の内容について確認いただきたい項目を下記のとおりお示します。参考にしてください。

(社内規定：就業規則・賃金規程・奨学金返還支援制度規程など)

◎奨学金返還支援制度(社内規定)で明文化が必要な項目等

※すでに社内規定を設けている場合は、下記の内容を確認用としてお使いください。

☑ 支援制度の対象となる奨学金

- ・市補助金の要件は、「従業員本人の名義で借り受けた学資金」であり、下記ア、イに該当するものとしております。
- ・ただし、企業によるそれ以外の奨学金への返還支援を妨げるものではありません。

※対象従業員が返還している奨学金の種類が下記ア以外の場合に、イに該当するか否かについては、事前に市の担当課(福岡市経営支援課)までご相談ください。

ア 下表に定めるもの

名称等
独立行政法人日本学生支援機構の実施する奨学金(第一種奨学金及び第二種奨学金)
公益財団法人交通遺児育英会の実施する奨学金
一般財団法人あしなが育英会の実施する奨学金
都道府県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費及び就学支度金)
地方公共団体の実施する母子父子寡婦福祉資金(修学資金及び就学支度金)
地方公共団体の実施する奨学資金又は育英資金

イ 国、地方公共団体等の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸し付けられているもの(アに規定する資金を除く。)であって、市長がアの学資金に準ずると認められたもの

☑ 支援制度の対象者(対象従業員)

- ・市補助金の要件は、雇用期間の定めのない「正社員」のみを対象としております。
- ・ただし、企業等による正社員以外の従業員への支援を妨げるものではありません。

☑ 書類の提出(対象従業員の返還事実の確認)

- ・市補助金の要件は、「奨学金を返還中、または返還開始予定であること」としており、補助金の申請書類としては、「従業員の返還明細書、返還開始通知書等(インターネット上で確認できる画面も可)」が必要となります。
- ・社内規定では、従業員から『奨学金の借入総額及び返還計画がわかる書類』や『実際に返還していることを証明する書類』の提出を求める規定などにより、返還事実の確認をする必要があります。

☑ 対象従業員への支給方法

- ・市補助金の対象となる経費は、「対象従業員へ支払う手当等の額」または「奨学金の債権者への代理返還額」を補助対象経費としております。
- ・手当等(賃金などに上乗せして従業員へ支給する方法)や、代理返還(企業が奨学金貸与機関へ従業員に代わって直接送金する方法※)について定める必要があります。
- ・支給方法は一つに限定する必要はありません。

(※) 代理返還について

代理返還は、日本学生支援機構など一部の奨学金貸与機関でのみ実施しています。
代理返還の可否については、各貸与機関にご確認ください

☑ 支給時期・回数、支給額、支給期間

- ・市補助金に支給額等に関する要件はありませんが、社内規定では、従業員の支援内容として支給時期や支給額(※1)、支援を開始した従業員に対していつまで支給するのかといった支給期間(※2)について規定しておく必要があるといえます。
- ・また、休業や休職(産休・育休・病休等)等により従業員が勤務していない期間が生じた場合、当該期間について支給するの可否か等についても規定する必要があるといえます。

(※1)支給時期や支給額【パターン例】

支給時期	支給額	支援総額
・毎月の給与支給 ・賞与支給 ・年に1回 等	・固定額(〇円)を上限に実費 ・本人の返還額の●割 ・本人の返還額の全額 等	・定めない ・総額(〇〇円)を上限 等

(※2)支給期間【パターン例】

始期	終期
・申請日 (or 申請月) ・申請日直近の賃金計算月 ・申請日が属する事業年度の当初月 等	・奨学金返還終了日 (or 月) ・入社△年の満了日 ・支援開始から▲年間 等

・市補助金の額を決定する方法については、下記のとおりです。前述の支給額を定める際の参考にしてください。

【参考】福岡市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付要綱（抜粋）

(補助額等)

第8条 補助対象経費のうち、補助額、補助率、会計年度の補助金上限額は、別表第3の通りとし、予算の範囲内で市長が決定する。

2 前項の規定により算出した補助金の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第8条関係）

補助額	1 手当等による支援の場合は、当該会計年度中に支払った以下の①、②のいずれか低い額に補助率を乗じた額 ① 対象従業員が返還した奨学金の額 ② 補助事業者が支援制度に基づき給付した額 2 代理返還による支援の場合は、当該会計年度中に奨学金の債権者へ代理返還した額に補助率を乗じた額
補助率	2分の1
会計年度の補助金上限額	50万円

※会計年度とは、市補助金上、4月1日から3月31日までの期間のことをいいます。

☑ その他(注意点)

・社内規定において、「対象従業員が退職した場合に、当該従業員に対してすでに支払われた手当等または代理返還額の全部又は一部の返還義務を負わせる」といった内容の規定がある場合、市補助金の対象となりません。